

避難解除等区域復興再生推進事業 構成業種一覧

	相当数の避難解除区域の住民等を継続して雇用する事業 (法規則第11条第1号)	先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業 (法規則第11条第2号)	避難解除区域の住民等が日常生活を営む上で必要な商品の販売又は役務の提供に関する事業 (法規則第11条第3号)	原子力災害により被害を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業 (法規則第11条第4号)
A 農業, 林業		○		○ (農業を除く)
B 漁業		○		
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業		○		○
D 建設業				○
E 製造業	○	○		○
F 電気・ガス・熱供給・水道業		○		○
G 情報通信業	○	○		
H 運輸業, 郵便業	○		○	
I 卸売業, 小売業	○	○	○	○
J 金融業, 保険業			○	
K 不動産業, 物品賃貸業			○	○ (不動産業を除く)
L 学術研究, 専門技術サービス業		○	○ (学術研究を除く)	○ (学術研究を除く)
M 宿泊業, 飲食サービス業	○	○	○ (宿泊業を除く)	
N 生活関連サービス業, 娯楽業	○ (娯楽業を除く)		○ (娯楽業を除く)	
O 教育, 学習支援業			○	
P 医療, 福祉			○	
Q 複合サービス事業			○	○
R サービス業 (他に分類されないもの)	○		○	○

(注) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく許可・届出の対象となる営業に係る事業を除く。